

(第1編)

第4章 犯罪および軽罪に起因する訴権を行使する者

第100条 すべての犯罪および軽罪から、犯罪者を処罰する刑事訴権が生じ、また、物品の返還、損害の修復および罰せられるべき行為によって生じる損害の賠償を求める民事訴権が生じる。

第101条 刑事訴権は公的である。

すべてのスペイン国民は、法律の規定に従って刑事訴権を行使できる。

第102条 前条の規定にかかわらず、以下の者は刑事訴権を行使できない：

1. 完全な私権(derechos civiles)を享受する権利を持たない者。
2. 虚偽告発罪または虚偽告訴罪の犯人として、有罪の確定判決を2回受けた者。
3. (一人制裁判所) 裁判官または上級裁判官。

ただし、上記各号に含まれる者は、自分の人身または財物、あるいは、配偶者、尊属、卑属、全血または半血の兄弟姉妹および親族の人身または財物に対して犯された犯罪または軽罪に対して刑事訴権を行使できる。

第2号および3号に含まれる者は、また、その法的監護にある者の人身または財物に対して犯された犯罪または軽罪に対して刑事訴権を行使できる。

第103条 また、次の者はそれら自身の間で刑事訴権を行使できない：

1. 配偶者(の間)。ただし、一方が他方の人身またはその子の人身に対して犯した犯罪または軽罪、および、重婚罪を除く。
2. 尊属、卑属および実の兄弟姉妹、養子縁組または親族関係による兄弟姉妹(の間)。ただし、一方が他方の人身に対して犯罪または軽罪を犯した場合を除く。

(本条の最終改訂。1999年)

第104条 強姦、侮辱および名誉棄損の犯罪に起因する刑事訴権を、他の者は、また、刑法の関連条項に規定される方法以外では、行使できない。

私人を害する、プライバシーに係わるまたは虚偽の事実の印刷物を通しての発表で、また、軽い侮辱で構成される軽罪は、被害を受けた当事者またはその適法な代理人のみが訴追できる。

(本条の最終改訂。1999年)

第105条 ① 検察庁の公務員は、法の規定に従い、刑事訴訟事件に私人訴追人が

いるかどうかにかかわらず、適切と考えるすべての刑事訴権を、刑法が私的告訴に排他的に留保している訴権を除き、行使する義務を負う。

② 被害者の請求により訴追できる犯罪では、被害者が未成年者、特別な保護を必要とする障害者、または、身体障害者である場合、検察庁が告発できる。

告発の不存在は、予防的な（訴訟）手続きの実行を妨げない。

（本条の最終改訂。2015年）

第106条 職権での（訴訟）手続きを生じさせる犯罪または軽罪による刑事訴権は、被害者の放棄により消滅しない。

ただし、当事者の請求でないと訴追できない犯罪または軽罪に起因する刑事訴権、および、その犯罪または軽罪が何であれ、民事訴権は、この（放棄の）理由で消滅する。

第107条 放棄可能な民事または刑事訴権の放棄は、放棄者を害するのみである。刑事訴権が属するその他の者は、訴訟事件が係属する状態で刑事訴権行使を継続でき、または、新たに刑事訴権を行使できる。

第108条 民事訴権は、訴訟手続きに私人訴追人がいるかどうかに関係なく、刑事訴権と一緒に検察庁によって提起されなければならない。しかし、被害を受けた当事者が原状回復、修復または賠償の権利を明示的に放棄した場合、検察庁は犯罪者の処罰を請求することに限定される。

（訳者注：このように刑事訴訟手続きで損害賠償などの民事訴訟も裁定するのが、スペインの刑事法の特徴である。）

第109条 裁判官が必要な法的能力を有する被害者から陳述を受ける手続きにおいて、裁判所書記官は、被害者に、当事者として出廷する権利、および、物の返還、損害の修復、処罰対象行為によって生じた損害の賠償を放棄するかしないかの権利があることを教示する。さらに、被害者に、現在有効な法律に規定される権利を告げる。書記官は被害者支援を専門とする者にこの職務を委任できる。

本人が未成年者または訴訟能力に制限がある場合は、法定代理人または支援者とともに同様の手続きが実施される。

前2段に規定される場合以外では、民事訴訟または刑事訴訟の利害関係者に対しては訴訟の進行を延長または停止するようないかなる種類の通知も行われぬ。このことは、裁判所書記官が不在の被害者にその権利を教示するよう努めることを妨げない。

いずれにせよ、刑法第57条に規定される犯罪の訴訟手続きにおいては、裁判所書記官は被害者の安全に影響を与える可能性のある訴訟行為について確実に通知する。

（本条の最終改訂。2015年）

第109条の2 ① 自己の権利を放棄していない犯罪被害者は、犯罪（タイプ）の評価(*calificación del delito)手続きに先立って、いつでも刑事訴権を行使できる。このことが、たとえ、その者の出頭前にすでに行われた訴訟行為を遡及させ、または、反復させることを許さなくとも。（私人訴追の）起訴状を作成するための期限が経過して出頭する場合は、検察庁により作成された起訴状に、または、他の私人訴追人の起訴状に加盟して、口頭審理裁判の開始まで刑事訴権を行使できる。

（訳者注：calificación del delito（犯罪（タイプ）の評価）とは、（犯罪）行為を対応する犯罪タイプに包摂する作業である。予審手続きが終了した後、次の段階である口頭審理裁判に入るときに実施される。詳細は第3編参照。）

犯罪の結果、被害者が死亡または失踪した場合、法的に別居していない配偶者または事実上の配偶者により、および、被害者の子、または、被害者の死亡または失踪の時に同居していた（法的に別居していない配偶者または事実上の配偶者の）子により、被害者の死亡または失踪の時まで被害者と愛情同様の関係で結びついていた者により、被害者の死亡または失踪時に被害者と同居していたこの者の子たちにより、被害者の両親およびその者の監護の下にあった三親等内の親族、被害者の後見または保佐に服している者、または、その里親（養育）を受けていた者により、刑事訴権は行使され得る。

上記のものが存在しない場合には、その他の直系親族およびその兄弟姉妹により、その者たちの中で被害者の法定代理権を有する者が優先して、行使され得る。

② 本条に従う当事者適格者のいずれかの者による刑事訴権行使は、当事者適格者のいかなる他の者によるその後の行使を妨げない。複数の被害者がいる場合、当事者適格者全員はその者自身の代理人と共に独立して出廷できる。それにもかかわらず、このような場合、訴訟手続きの良好な秩序が、または、不当な遅滞のない訴訟手続きを受ける権利が影響を受ける可能性がある場合、裁判官または裁判所は、すべての当事者の意見を聞いた上で、理由付き裁定において、それらの者のそれぞれの利益に従って、1つまたは複数の代表にグループ分けして、それらが同じまたは複数の弁護側により指揮されるよう促すことができる。

③ 刑事訴権は、被害者の権利の擁護に正当性があると法律で認められる被害者の団体または法人によっても行使できる、ただし、それが犯罪被害者により承認される場合に限る。

犯された犯罪または軽罪の目的が、地方行政の構成員の公的な職務の遂行を妨害するものである場合、処罰対象となる行為が行われた地域の地方自治体も訴訟事件に参加できる。

（本条の新設。2015年）（本条の最終改訂。2021年）

第110条 犯罪または軽罪によって被害を受け、権利を放棄していない当事者は、犯罪（タイプ）の評価手続きの前に（訴訟）当事者となる行為をした場合、訴訟において当事者となることができる、また、それらの者に便宜である場合、適切な民事訴権を、訴訟手続きを遅延させることなく、行使できる。起訴状を作成するための期限が経過して出頭する場合は、検察庁が作成した起訴状に、または、他の私人訴追人の起訴状に加盟して、口頭審理裁判の開始まで刑事訴権を行使できる。

被害者が訴訟事件の当事者にならない場合でも、このことは、確定判決でその者に

有利に取り決められ得る原状回復、修復または補償に対する権利を放棄することを意味しない。この権利の放棄は、場合に依じて、明確かつ確固たる形式である必要がある。

(本条の最終改訂。2021年)

第111条 犯罪または軽罪から生じる(複数の)訴権は、一緒に、または、別々に行行使できる、しかし、刑事訴訟が係争中である間は、本法第4、5および6条の規定を除き、確定判決でそれが裁定されるまでは民事訴権は別個に行行使されない。

第112条 刑事訴権のみが行行使された場合で、被害者が民事訴権を放棄しなかった、または、刑事裁判が終了した後に行行使するために民事訴権を明示的に留保しなかった場合、民事訴権も行使されたと、その余地がある場合、解される。

しかしながら、事前に民事訴権を放棄していたときでも、犯罪の結果が放棄時に予想されたものより重大である場合、または、放棄が被害者の犯罪者のいずれかの者との関係による影響でなされた場合、被害者の請求で、当事者の意見を聞いて、司法裁定により民事訴権行使放棄を、犯罪タイプの評価手続きの前にその請求がなされるときは、撤回できる。

私的告訴の効力でのみ訴追できる犯罪に起因する民事訴権のみが行行使された場合、刑事訴権は以後消滅したものとみなされる。

(本条の最終改訂。2022年)

第113条 2個の訴権(刑事、民事)は1人または複数人で行行使できる、しかし、ある一つの犯罪または軽罪に起因する(複数)訴権を使用する者が2人以上の場合、これは1つの訴訟手続きで審理され、そして、可能であれば、裁判所の判断で、同じ訴訟指揮と代理のもとで審理される。

第114条 ある犯罪または軽罪の調査において刑事裁判が提起されると、同じ事実について(民事)訴訟(pleito)を係属できない。係属されている場合は、刑事訴訟で確定判決が下されるまで、その時点であった場所に留まる。

刑事訴権行使のために同じ犯罪または軽罪から生じた民事訴権の行使が先立つ必要はない。

本条の規定は、先決問題に関する本編第1章第2節の規定を害しないと解される。

第115条 刑事訴権は、犯人の死亡によって消滅する。しかしこの場合、民事訴権はその者の相続人および承継者に対して存続し、(民事)裁判権の前で民事ルートによってのみ行使できる。

第116条 刑事訴権の消滅は、民事訴権の原因となった行為は存在しなかったとする確定判決にその消滅が由来しない場合、民事訴権の消滅を伴わない。

それ以外のすべての場合、民事訴権が属する者は、民事裁判権の前で、適切な民事ルートを通じて、物の原状回復、損害の修復または被った損害の補償の義務を負う者に対して民事訴権を行使できる。

第 117 条 民事訴権の消滅は、同じ犯罪または軽罪から生じる刑事訴権の消滅を伴わない。

民事訴権行使により提起された訴訟で下された請求棄却確定判決は、関連する刑事訴権行使を妨げない。

本条の規定は、本編第 1 章第 2 節の規定、および、第 106 条、第 107 条、第 110 条および第 112 条第 2 段の規定を害しない。

(本条の最終改訂。2015 年)